



三重県公報

令和元年11月1日(金)

第 52 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
424	保安林予定森林の告示に係る通知	(治 山 林 道 課)	2
	公 安 委 告 示		
116	警備員検定合格者審査の実施	(公 安 委 員 会)	3
	公 告		
	農地を利用する権利の設定に関する裁定	(農 地 調 整 課)	4
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	5
	市街地再開発組合からの理事長の氏名及び住所の変更届出	(都 市 政 策 課)	5

告 示

三重県告示第 424 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定による保安林の指定をする予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を御浜町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和元年 11 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 通知することができない者の氏名

森本 貞三郎

2 通知の要旨

(1) 保安林予定森林の所在場所

南牟婁郡御浜町大字片川字村谷 483

(2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字村谷 483（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

岡田 徳藏

2 通知の要旨

(1) 保安林予定森林の所在場所

南牟婁郡御浜町大字片川字村谷 483

(2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字村谷 483（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面並びに関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。）

公安委告示

三重県公安委員会告示第 116 号

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条の規定により公安委員会が行う審査（以下「検定合格者審査」といいます。）を次のとおり実施します。

令和元年 11 月 1 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

1 実施期日等

(1) 実施期日

検定合格者審査に係る警備業務の種類及び級	審査日時	審査定員
空港保安警備業務 1 級	令和元年 12 月 11 日（水）午前 9 時 10 分から正午まで	各 10 人
空港保安警備業務 2 級		
施設警備業務 1 級		
施設警備業務 2 級		
交通誘導警備業務 1 級		
交通誘導警備業務 2 級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級		
貴重品運搬警備業務 1 級		
貴重品運搬警備業務 2 級		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

(3) 審査当日の受付時間

午前 9 時から午前 9 時 10 分まで

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査に係る警備業務の種類及び級	対象者
空港保安警備業務 1 級	警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）附則第 3 条第 1 号の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」といいます。）第 1 条第 1 項に規定する検定（以下「旧検定」といいます。）の空港保安警備 1 級に合格した者
空港保安警備業務 2 級	旧検定の空港保安警備 1 級又は 2 級に合格した者
施設警備業務 1 級	旧検定の常駐警備 1 級に合格した者
施設警備業務 2 級	旧検定の常駐警備 1 級又は 2 級に合格した者
交通誘導警備業務 1 級	旧検定の交通誘導警備 1 級に合格した者
交通誘導警備業務 2 級	旧検定の交通誘導警備 1 級又は 2 級に合格した者
核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級	旧検定の核燃料物質等運搬警備 1 級に合格した者
核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級	旧検定の核燃料物質等運搬警備 1 級又は 2 級に合格した者
貴重品運搬警備業務 1 級	旧検定の貴重品運搬警備 1 級に合格した者
貴重品運搬警備業務 2 級	旧検定の貴重品運搬警備 1 級又は 2 級に合格した者

ただし、規則附則第 7 条第 2 項の規定により、次のいずれかに該当する者を除きます。

ア 規則の施行の日（平成 17 年 11 月 21 日。以下同じ。）において現に旧検定に係る警備業務に従事して

おり、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上である者

イ 規則の施行の日において現に旧検定に係る警備業務についての指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいいます。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上である者（アに掲げる者を除きます。）

3 検定合格者審査の試験内容

学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった場合には、実技試験を実施しません。）

4 検定合格者審査の申請手続等

(1) 審査申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(2) 審査申請の受付期間

令和元年11月12日（火）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

なお、受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 審査申請の受付場所

ア 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

ウ 三重県公安委員会において旧検定規則第8条の合格証（以下「旧合格証」といいます。）の交付を受けた者にあつては、三重県内の警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 審査申請書（規則附則第10条第1項に規定する別記様式）1通

イ 写真（申請書提出の前日6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

なお、三重県公安委員会において旧合格証の交付を受けた者で、旧合格証を申請した警察署と同一の警察署に申請する場合は、エの書面を添付する必要はありません。

(5) 申請手数料

申請手数料（4,700円）を三重県収入証紙により、審査申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の申請手数料は、還付しません。

5 その他

(1) 審査に際しては、筆記用具及び旧合格証を持参してください。

(2) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

下記の農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項の規定において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしましたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告します。

令和元年11月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（㎡）

北牟婁郡紀北町中里字栗原 235	田	515
------------------	---	-----

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和元年 11 月 21 日	20 か年	47,580 円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人三重県農林水産支援センター 理事長 林 敏一

三重県松阪市嬉野川北町 530 番地

4 当該農地の所有者等の情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに津地方法務局熊野支所に補償金を供託する。

6 その他

農地の所有者等は、津地方法務局熊野支所において、補償金の還付を受けることができる。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和元年 11 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（2 級基準点測量）

2 作業期間

令和元年 10 月 23 日から同年 12 月 25 日まで

3 作業地域

鈴鹿市野村町及び同市白子町

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 28 条第 1 項の規定により、亀山駅周辺 2 ブロック地区市街地再開発組合から、理事長の氏名及び住所の変更届出がありました。

令和元年 11 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 新たに理事長になった者の氏名及び住所

小林 昭 一

亀山市御幸町 191 番地

2 理事長でなくなった者の氏名及び住所

桑 名 憲 一

亀山市御幸町 188 番地 4

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>